

ラオス民法典施行特集～はじめに～

法務総合研究所国際協力部

副部長 伊藤 浩之

1. 2012年にJICAプロジェクトとして、ラオスの民法典起草支援を開始してから約8年が経過した2020年5月27日、遂に、ラオス民法典が施行された。ラオスに対するこれまでの法整備支援の経緯や民法典起草の経緯、2018年12月に国民議会に承認された民法典法案の概要など、これまでもICD NEWSに掲載してきた¹が、今般、民法典が施行された機会に、これを記念しての特集記事を掲載することとした。

今回の特集では、全条文の日本語訳を掲載するとともに、ラオスに対する支援に長年尽力され、民法典起草を支えた慶應義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授、及びプロジェクトの長期専門家として民法典起草支援を担当した入江克典弁護士から寄稿いただいた。

また、ラオス側からも、民法典を所管する司法省の副大臣として、かつ、民法典起草委員として起草作業に指導的立場に関わったケート・ケティサック前司法省副大臣、及び実際に起草作業を担当する起草委員会起草テクニカルグループメンバーであるラオス国立大学法政治学部民事学科長ヴィサイ・シーハーパンヤ先生から寄稿いただいた。

松尾先生からは、「ラオス民法典の編纂—その特色と動態—」と題して、民法典の特徴を詳細かつ多角的に分析された論稿を頂いたが、発展途上にあるラオスの民法学を知る上で、大変重要なものである。入江弁護士からは、今回、なかなか外部からは分からない、法案の国民議会承認前後、特に、承認後施行までの動きを詳しく紹介していただいております。ラオスの立法過程を把握する上で、貴重な情報である。どちらの記事においても、従来のラオスにおける実務の維持と新しい民法典による変化のぶつかり合いなどが描かれており、大変興味深い内容である。

また、ラオス側のお二人からも貴重な原稿を頂いた。ケート前副大臣は、今は、司法省副大臣を勇退されたが、起草当時、ラオス初の民法典起草という司法省の重大な任務を担う立場にあり、自らに課せられた任務の重さを吐露していた。そのケート副大臣が、今回の民法典起草が、素晴らしい成功であったと述べていることに安堵するとともに、日本による協力を高く評価して下さったことは大変うれしいことである。その人柄は大変穏やかで、高官であるにもかかわらず、私がお会いすれば、いつも「伊藤さん」と気さくに声をかけて下さった。2012年2月に、ラオス側4機関²の副大臣、副長官らが来日した際、ケート副大臣のみ初来日であった。寒さの厳しい季節であったが、かつて旧ソ連に留学していたことがあり、寒さは平気だとおっしゃり、熱心に各所を視察されていたこと

¹ 国際協力部のウェブサイトに、過去のラオスに関連するICD NEWS掲載記事を掲載している。http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_laos.html

² 司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学

が印象的である。

ヴィサイ先生も、穏やかな人柄で、かつ、その口調も非常にソフトである。民法に関する議論の際は、学者らしく、鋭い意見や質問を発するが、大変ユーモアのある方で、休憩の際などはよく冗談を言っており、人を笑わせることが好きな方である。今回の起草を通じた民法の研究を大学での教育に生かしておられるようで、頼もしい限りである。

今回、寄稿いただいた方々は、それぞれお忙しい中、大変貴重な記事を寄せていただいております。改めて心から御礼申し上げたい。

2. 起草支援について少し振り返ると、民法典起草を支援することになった2012年当時、ラオスでは、JICA法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ1を実施中であり、私自身、長期専門家として、ラオスに赴任していた。このプロジェクトは、2010年に開始されたが、開始前に、民法典起草支援の要請もあった。しかし、プロジェクト実施前の調査やラオス側との協議を経て、ラオスでは、ラオス法、更には法律そのものについて、研究、理解が十分ではなく、適切に運用されず、教育も十分でない、という認識に至った。そこで、モデルとなる法律教材の作成を通じて、ラオス法をよく研究・理解する、ということを目指したプロジェクトを設計した経緯がある。

では、なぜ2012年に民法典起草支援を開始することになったか。一つは、ラオス側が民法典起草に取り掛かることが具体化したからである。とはいえ、当時、プロジェクトでは、民法に関するQ&A集を作成している途中であり、民法典起草に全面的に協力することが可能か、検討が必要であった。しかし、民法に関する研究、教材開発の支援をしていることと切り離すことはできないことに加え、2年ほどの活動を経て、ラオス側の民法の研究に関する取組も軌道に乗ってきたことなどから、むしろ絶好の機会ととらえ、全面的に支援することとなった。なお、そうした状況の背景には、更に10年ほど前から、ラオスに対する法整備支援が始まっており、プロジェクトで民法の教科書作りなどを支援しながら、将来起草を担える人材が育成されていたことが重要な意味を持っていることを付け加える必要がある。

なお、2012年に民法典起草支援の要望が日本側に寄せられた際、ラオス側の日本による支援への期待は大きかったが、もし日本が支援できなければ、フランス民法を翻訳してベースにする考えもあったようである。ラオスの傾向として、早く起草し、早く国民議会を通過すればよいと考えがちなところがあると、ラオス側から言われたこともあった。

そうした中で、あくまでラオス法をベースに、ラオス側が理解し、考えることを重視した起草支援を行い、ラオス側もこれに応じて、粘り強く作業した。当初、ラオス側が予定した期間（2015年を想定）はあまりに短く、やはりより長い時間がかかった。しかし、現行のラオスの法律はどういう意味なのか、参考にする日本法他外国法の規定はどういう趣旨なのか、丁寧に議論してきた結果である。このような起草作業は、ラオスでは新しい方法であり、理解し受け入れられるのも徐々にであった。ラオス側と日本側の繰り返しの議論は、条文に結実したものの、今後の改正に残されたものもあるが、いずれにしても、

民法について多くのことを学び、ラオス法と比較し、とにかく一生懸命考え、質問をぶつけ、研究をした成果であるということはいえる。

今回の民法典には、まだ課題や発展の余地はあると思われるが、とにかく民法を研究し、法典にまとめたという経験を彼らは得た。振り返って、2012年に民法典起草支援を決断したのは素晴らしいことだったといえる。今回の民法典起草支援は、ラオスと日本との法分野の協力においても大きな意味を持つであろう。今後、ラオス側のみならず、日本側にとっても、この経験が生かされることになるであろうと期待している。